

## 教育標準時間（1号）認定を受けた子どもの利用者負担額

### ■大田原市

（平成 30 年度現在）

入所児童の属する世帯の階層区分		大田原市の 利用者負担額（月額）
区分	定義	
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0円
第3階層	市民税所得割課税額 77,100円以下	12,800円
第4階層	市民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	16,400円
第5階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	21,500円

【参考】国基準

国区分	利用者負担額（月額）
1	0円
2	3,000円
3	16,100円
4	20,500円
5	25,700円

### ■那須塩原市

（平成 30 年度現在）

入所児童の属する世帯の階層区分		那須塩原市の 利用者負担額（月額）
区分	定義	
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	3,000円
第3階層	市民税所得割課税額 77,100円以下	8,000円
第4階層	市民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	15,500円
第5階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	20,000円

【参考】国基準

国区分	利用者負担額（月額）
1	0円
2	3,000円
3	16,100円
4	20,500円
5	25,700円